

軽自動車税（種別割）Q&A

軽自動車税（種別割） お問い合わせ先 61ページ 各市税事務所市民税課管理班

28 原動機付自転車（125cc以下）の名義を変更したいのですが？ 市



私はこのたび、友人から中古の原動機付自転車（125cc）を譲ってもらったのですが、名義の変更はどのようにすればよいのでしょうか。なお、この原動機付自転車は稲毛区の自宅に置いていますが、A市のナンバープレートがついたままです。



原動機付自転車について必要となる申告手続きは、次の表のとおりです。

※この表は原動機付自転車（125cc以下）と小型特殊自動車に関する手続きについて共通です。三・四輪の軽自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車に関する手続きについては、65ページの申告先へお問い合わせください。

原因	持参するもの	申告の種類	申告先	
販売店から購入したとき	販売証明書、印鑑 ※ミニカーの場合には、他に仕様書やカタログ、車両の写真等が必要です。	新規	各市税事務所市民税課又は市税出張所	
市外の人から譲り受けたとき	廃車証明書、譲渡証明書、印鑑	//		
市内の人から譲り受けたとき	廃車してある場合	廃車証明書、譲渡証明書、印鑑		//
	廃車していない場合	譲渡証明書、標識交付証明書、印鑑（新・旧所有者の印鑑） ※平成22年10月11日以前に交付を受けた標識（ナンバープレート）をつけている場合は、その標識も必要です。		名義変更
車体を処分するとき 市外に転出したとき 他の人に譲るとき	標識交付証明書、ナンバープレート、印鑑	廃車		
同一区内で住所を移転したとき	標識交付証明書、印鑑	住所変更		
他区から住所を移転したとき	標識交付証明書、印鑑 ※平成22年10月11日以前に交付を受けた標識（ナンバープレート）をつけている場合は、その標識も必要です。			

※標識交付証明書または廃車証明書がない場合、車台番号を石ずりして持参してください。

ご質問の場合は、まず、友人にA市役所で廃車申告をしてもらい、その友人から廃車証明書と譲渡証明書を受け取ったうえで、市税事務所または市税出張所で新規に申告をしていただくことになります。

申告後に、千葉市の新しいナンバープレートを交付します。

軽自動車税（種別割） お問い合わせ先 61ページ 各市税事務所市民税課管理班

29 年度の途中で廃車した場合、納付済みの税金はどうなるの？ 市



私は、軽自動車税（種別割）を5月に納めましたが、6月に軽自動車（四輪乗用・自家用）を廃車しました。年度の途中で廃車したので、税金の一部を返金してもらえるのでしょうか。



軽自動車税（種別割）は、4月1日現在で、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している方に課税されます（月割りで税額計算をする制度はありません）。したがって、4月2日以降に譲渡や廃車をしても、4月1日現在に所有していたのであれば、軽自動車税（種別割）は年額を納めていただくことになります。また、4月2日以降に取得した方については、翌年度から軽自動車税（種別割）を納めていただくことになります。

あなたの場合には、6月に廃車したとのことなので、軽自動車税（種別割）がかからなくなるのは翌年度からとなります。

軽自動車税（種別割） お問い合わせ先 61ページ 各市税事務所市民税課管理班

30 なくなってしまった原動機付自転車の税金はどうなるの？ 市



原動機付自転車が、古くなり故障しがちだったので、裏庭に放っておいたところ、いつの間にかなくなっていました。その後も軽自動車税（種別割）の通知が来るたびに毎年納めていましたが、既になくなっていないのに税金を納め続けるのはおかしいと思うので、来年度から税金を止めてもらえないでしょうか。



軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。原動機付自転車を新しく購入したとき、譲り受けたとき、廃車したとき、譲ったときなどには、市税事務所市民税課または市税出張所に申告をしなければならないことになっています。その申告をもとにして課税をしたり、あるいは課税を中止したりしますので、原動機付自転車がなくなりましたのであれば、印鑑を持参のうえ、市税事務所市民税課又は市税出張所で事情を説明し、必要な手続きをしてください。

軽自動車などの廃車・名義変更・住所変更などの手続きをお忘れなく

軽自動車などの廃車・名義変更・住所変更などの手続きを忘れたことにより、納税が不要の方に納税通知書が送付されてしまったり、逆に納税が必要な方に納税通知書が届かなかったりする例が多くなっています。

このようなトラブルを防止するため、軽自動車などを購入・譲渡・廃車するときや住所を変更をするときは、できるだけ本人が直接手続きをするようにし、他の人に依頼した場合には、必ず確認をするようにしてください。

31 軽自動車税(種別割)が変わったと聞きました

市

Q

軽自動車税(種別割)が変わったと聞きましたが、どのように変わったのでしょうか。

A

税制改正において、軽自動車税(種別割)の見直しが行われ、次のとおり改正されました。

1 軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)の改正内容

- (1) 平成27年4月1日以降に新規取得された新車について、税率が引き上げられました。
- (2) 平成28年度分から、新規取得から13年を経過した軽自動車について経年車重課を適用します。(既存車・新規車を問いません)
- (3) 令和元年度中に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、燃費性能等に応じたグリーン化特例(軽課)を令和2年度に適用いたします。取得の翌年度のみ税率が軽減されます。

2 原動機付自転車・軽二輪・小型二輪等の改正内容

平成28年度分から、税率が引き上げられました。
※改正後の税率は54ページ「軽自動車税(種別割)」の「3 税率」をご覧ください。

32 軽自動車税(種別割)と、軽自動車税の違いは?

市

Q

軽自動車税の名前が変わったそうですが、手続き等に変更はあるのでしょうか。

A

軽自動車税は、税制改正により令和元年10月1日から三輪以上の軽自動車に軽自動車税(環境性能割)が導入されたため、従来の軽自動車税は軽自動車税(種別割)に名称が変更され、令和2年度の課税より適用されています。

なお、この変更に伴う税率や手続きに変更はありません。

証明 Q&A

33 どのような証明を交付してもらえるの?

市

Q

市税に関する証明にはどのようなものがありますか。また、証明をとるにはいくらかかるのですか。

A

主なものは次の表のとおりです。

証明の種類		内容	取扱窓口	手数料
1	市・県民税所得証明	納税義務者の1月1日から12月31日までの所得金額と、それにかかる市・県民税課税額等を証明します。	・市税事務所 市民税課 ・市税出張所 ・市民センター ・市民総合窓口課	1課税年度 1枚300円
2	納税証明	納付すべき税額、納付済税額、未納税額等を納税義務者ごと、税目ごとに証明します。		1税目・1課税年度 1課税区 1枚300円
3	軽自動車税(種別割)納税証明(継続検査用)	軽自動車税(種別割)の滞納がないことを証明します。車検の申請をする際に使用します。	・市税事務所 市民税課 ・市税出張所 ・市民センター	無 料
4	固定資産税関係証明	1月1日(賦課期日)現在の土地・家屋・償却資産の評価額、課税標準額、固定資産税額等を納税義務者ごとに証明します。		1課税年度 1課税区 1枚300円
5	固定資産課税台帳の閲覧	土地・家屋課税台帳を閲覧することにより、自己資産の評価額等を確認することができます。		1課税年度 1課税区 1件300円
6	住宅用家屋証明	住宅用家屋を新築又は取得した場合に、一定の要件に該当すれば、所有権保存登記、所有権移転登記、抵当権設定登記を申請する際に納める登録免許税が軽減されますが、その要件を満たす家屋であることを証明します。	・市税事務所 市民税課 ・市税出張所	1枚 1,300円
7	地図の閲覧	公図の副本を閲覧することができます。	・物件が所在する区を管轄する市税事務所	1物件 300円